

ごかの お知らせ

役場の代表電話は☎(84)1111です

維持、公衆に対する危害の防止の観点から、表示場所や大きさなどを規制しています。

【主な規制の例】

・自己の店舗等から離れた場所に表示する場合

禁止地域（道路の敷地境界から一定の範囲の区域、信号の付近など）や、禁止物件（街路樹、道路標識など）には原則として表示できません。

※自己の店舗等に、店名や取扱商品名などを表示する『自家

広告物』については、一定の要件を満たすことで、禁止地域においても表示することができます。

要件等の詳細については、お問い合わせください。

○許可期間について

まちの中には、様々な種類の屋外広告物があります。屋外広告物を表示するときは、原則として許可が必要です。

【屋外広告物とは】

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のことです。看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などに掲示されたものなどをいいます。

○規制について

屋外広告物については、まちの良好な景観の形成、風致の

i おしらせ

屋外広告物の表示には 許可が必要です

ママシにご注意ください

稻わら等の焼却防止に ご協力を！

○ママシを見かけたら

ママシは全国的に分布し、春から秋に多く見られます。体長が45cm～60cmで胴が太く、尾が短く、頭は三角型のもの

が多く、体色は淡褐色で背中に錢型の橢円形の斑紋があるのが特徴です。

○ママシに咬まれた場合
ママシに咬まればたら、慌てず安静にしてください。必要に応じて消防署（119番）に通報し、救急車を呼び医療機関で手当を受けてください。

○ママシに咬まれた場合の症状
激しい痛みや、腫れ、出血、皮下出血、発熱、寒気

○マムシに咬まれた場合の症状

前にも更新許可の手続きが必要です。許可期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として除却命令の対象になりますのでご注意ください。

○お問い合わせ

都市建設課 市街地整備推進室 ☎(84)3347（直通）
生活安全課 生活環境G ☎(84)3618（直通）
馬場医院 ☎(84)3721
・茨城西南医療センター病院 ☎(87)8111
・芝田クリニック ☎(84)3881
○お問い合わせ

稻わら・もみ殻・麦わらの焼却は、地域住民の健康への影響や、延焼による火災の恐れがあります。

稻わら・もみ殻・麦わらは大切な資源です。人と環境にやさしい農業を推進するためにも有効に活用しましょう。

○有効活用例

トラクター等での耕うんによる水田への有機物供給利用

※腐熟を促進させるために、必ず腐熟促進剤を使用します。

○有効活用例

マルチ栽培の緩衝資材利用
敷わらによる地表面マルチ、

○その他

たい肥の原料としての利用

○注意

やむを得ず焼却する場合は、必要最小限にとどめてください。また、ご近所の方の迷惑にならないよう、風向きや延焼火災などに十分考慮し、焼却中は圃場を離れずに実施してください。